

平成29年 藤枝市議会9月定例会

総務文教委員会委員長報告書

(請願審査)

平成29年9月1日

[本 会 議]

総務文教委員会に付託されました、請第6号『浜岡原子力発電所に関する請願』の審査の経過と結果について、主な質疑等を中心にご報告いたします。

最初に、平成29年6月20日に行った審査であります、請願代表者2名に本委員会への出席を求め、請願者へ質疑する方式で審査を進めました。

初めに、本請願の趣旨説明を請願者へ求め、請願者より、「藤枝市議会が平成23年12月に決議した内容に沿って、市民の意思として意見書を作成し、政府及び関係省庁へ送付していただきたい。

本請願が全会一致で採択されることを心から願っている。」との説明がありました。

続いて、質疑に入り、一委員より「決議から6年近く経過したこの時期に、決議を意見書として政府や関係省庁へ提出してほしい理由について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「最近、福島原子力発電所の事故が風化してきているという危惧があったが、私たちが県知事に対し、原子力発電所の再稼働を認めないでいただきたいという署名活動を行っていく中で、藤枝市民の中では風化していないということを感じた。

このことから、この決議の内容を意見書にして政府や関係省庁へ送付していただくことが必要と思い、今回の請願に至った。」という答弁がありました。

次に、一委員より「決議では、本市の基幹産業でもある茶業の風評被害などについても明記されているが、決議当時とは状況が変化している。また、請願には『決議した内容をもって意見書の送付を』と書かれているが、決議文の内容に、若干変更を加えてもよいという考えか。」という質疑があり、

これに対して、「決議文そのままを意見書として提出していただきたいということではなく、決議内容に沿った意見書を作成し、提出していただきたいという趣旨である。地震発生当時と現在で状況が変わっているのであれば、決議文の核心部分、特に

『浜岡原子力発電所は絶対的安全対策がなされなければ、再稼働は認めない。』という部分を、意見書として取上げていただきたいという趣旨であることを理解いただきたい。」という答弁がありました。

次に、一委員より「請願者の中には、浜岡原子力発電所の永久停止や廃炉を求める方たちがかなりいると推測するがいかがか。」という質疑があり、

これに対して、「使用済核燃料を含め、安全性の確保が科学的に

立証されていない状況から、請願者の思いも様々であるが、本請願は、決して、浜岡原子力発電所の廃炉を求めるものではない。」という答弁がありました。

次に、一委員より「請願は発電所の廃炉を求めるものではないとのことだが、決議には、今後、当施設に絶対的安全対策がなされ、市民の安心・安全が担保された場合は、再稼働も認めるという意味も含まれていることを理解されているか。」という質疑があり、

これに対して、「本請願は、安全性対策等の条件が整えば、発電所の再稼働を認めることなどに踏み込んだものではない。

決議内容が素晴らしいと評価していることから、意見書として、政府や関係省庁に送付していただきたいとの願意である。」という答弁がありました。

次に、一委員より「福島原子力発電所事故の事例により、原発事故が発生した場合は、広域で対応することが絶対的な条件だと思うが、浜岡原子力発電所の立地市やその周辺市町には、様々な考え方があり、UPZ圏内の住民の思いにも温度差があると感じている。

このような中で、意見書の送付などは、一自治体が率先して行うより、関係市町が協調して行うべきであると考えがいかがか。」と

いう質疑があり、

これに対して、「UPZ圏内の市町が一致して意見書を提出することが一番効果的であると思うが、各市町で取組状況にも相違があると思われるので、藤枝市議会の主導のもとで、意見書をまとめていただければありがたい。」という答弁がありました。

続いて、委員間の審査に入り、各委員より「藤枝市議会において、意見書の提出は全会一致が原則であるが、議員間でも原子力発電行政に対しては、多種多様な考えがある中で、統一見解を持って意見書を提出することは困難である。」という意見や、「全会一致の決議に基づいて意見書を作成し、政府や関係省庁に送付することに何ら矛盾点はない。」などの意見がありました。

また、「決議から6年近く経過し、状況も変化していることから、専門家から意見等を伺い、現状を調査し、見識を深めながら議論を進めたらいかがか。」との意見が出され、継続して審議することを求める意見が過半数を占めました。

その結果を受けて、6月定例会閉会後も引続き、本請願の審査を行うため、議長に「閉会中継続審査申出書」を提出していくことといたしました。

次に、6月26日に委員会を開催し、請願審査の今後の進め方について協議しましたが、一委員より「浜岡原子力発電所及び周辺環境の現状について確認したいので、関係機関への調査を行っていただきたい。」との意見を受け、7月10日と8月7日の両日に、関係機関への調査を実施することといたしました。

また、併せて、9月定例会開催前までを目途に、本請願の取扱いについて結論を出して行くことも確認いたしました。

次に、6月定例会最終日に閉会中継続審査の申出が可決されたことを受け、7月10日に委員会を開催し、浜岡原子力発電所の安全対策の現状等を確認するため、中部電力株式会社から説明を受ける中で、調査を実施いたしました。

続いて、8月7日に委員会を開催し、原子力災害に対する安全対策や周辺地域の防災対策等について確認するため、原子力防災センターを視察し、静岡県の環境放射線監視センター所長や原子力安全対策課長から説明を受ける中で、調査を実施いたしました。

次に、8月16日に委員会を開催し、本請願の審査を行いました。

一委員より「今回の請願により、原子力発電所の安全性等について、改めて認識を深める機会を得た。採決の結果に関わらず、

さらに原子力発電に対し、考えていかなければならない。」という意見がありました。

次に、一委員より「長時間にわたって審議する中で、本請願の趣旨の中には、原子力発電に反対する思いが非常に強いと感じた。」という意見がありました。

次に、一委員より「どのような団体から提出されようとも、市民から出された請願に対しては、真摯に受け止めなければならない。

原子力発電所事故が発生した場合、広域的な避難経路等を国に示していただきたい時期にきているので、決議を意見書として、政府や関係省庁に提出することは、非常に有効であると考え。」という意見がありました。

次に、一委員より「原子力発電に直接携わっている中部電力、中立の立場で原子力災害に対応する行政の2箇所を調査したが、廃炉を推奨する専門家等の意見も伺わなければ、公平な判断ができないのではないか。」という意見がありました。

次に、一委員より「閉開中の2回の調査は、請願の採決を行ううえで、公平性を欠くものとは考えていない。」という意見がありま

した。

以上のような審査を経て、続いて討論に入り

一委員より、「藤枝市議会においては、意見書の提出は全会一致を原則としているが、浜岡原子力発電所の絶対的安全が担保されない限り再稼働は認めないという点では一致しているものの、原子力発電自体に対して、各議員の考えは様々である。

浜岡原子力発電所の再稼働に対しても、賛成意見と反対意見が混在する状況で、全会一致の意見書を作成することは矛盾が生じ、困難であると考え、本請願の採択に反対する。」という討論がありました。

次に、一委員より「この決議の核心は、中部電力株式会社が講じている危機管理体制が、あらゆる角度から万全であることが立証されて住民から合意が得られ、市民の安全と安心が担保された絶対的安全対策がなされない限り、藤枝市議会は浜岡原子力発電所の再稼働を認めないという部分である。

本請願は、この決議の核心部分を活かし、意見書として政府や関係省庁に送付していただきたいという趣旨である。

決議当時と現状が相違するという理由で意見書が作成できないということではない。藤枝市議会は、全会一致に向けて意見書を

作成するよう努力すべきである。以上のような考えのもとで、
本請願の採択に賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成少数で不採択すべき
ものと決定いたしました。

以上、報告いたします。